

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成 29  
年立川市条例第 36 号）附則第 2 項の規定による。

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部を改正する条例

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成29年立川市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 市は、市民及び事業者が行う基本理念を実現するための様々な取組に協力する<u>ため、必要な環境の整備に努めなければならない。</u></p> <p>(教育に関する合理的配慮等)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>5 教育活動を行う事業者は、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(保育に関する合理的配慮等)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 保育に関係する事業者は、障害のある乳幼児及び児童に対し、個々に応じた保育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(療育に関する合理的配慮等)</p> <p>第11条 ……略……</p> <p>2 療育に関係する事業者は、障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の特性を適切に把握するとともに、子どもの成長及び発達に合わせてより効果的な手法を用いた療育を提供するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 市は、市民及び事業者が行う基本理念を実現するための様々な取組に協力する<u>よう努めなければならない。</u></p> <p>(教育に関する合理的配慮等)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>5 <u>市内において</u>教育活動を行う事業者は、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずる<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>(保育に関する合理的配慮等)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 保育に関係する事業者は、障害のある乳幼児及び児童に対し、個々に応じた保育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずる<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>3 ……略……</p> <p>(療育に関する合理的配慮等)</p> <p>第11条 ……略……</p> <p>2 療育に関係する事業者は、障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の特性を適切に把握するとともに、子どもの成長及び発達に合わせてより効果的な手法を用いた療育を提供する<u>よう努めるものとする。</u></p>

3 ……略……

(公共的施設の利用に関する合理的配慮等)

第13条 ……略……

2 交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の社会参加を促進するため、当該公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の場合において、市及び交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の意見を聴くなど、建設的対話を行うものとする。

(文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等)

第14条 市(指定管理者を含む。)及び事業者は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

(情報保障等に関する合理的配慮等)

第15条 ……略……

2 事業者は、障害のある人にサービスを提供するに当たり、様々な工夫を用いて意思疎通を図り、又は情報をわかりやすく提供するものとする。

(住居に関する合理的配慮等)

第16条 ……略……

る。

3 ……略……

(公共的施設の利用に関する合理的配慮等)

第13条 ……略……

2 交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の社会参加を促進するため、当該公共的施設を円滑に利用できるよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、市及び交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の意見を聴くなど、相互の対話に努めるものとする。

(文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等)

第14条 市(指定管理者を含む。)は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報保障等に関する合理的配慮等)

第15条 ……略……

2 事業者は、障害のある人にサービスを提供するに当たり、様々な工夫を用いて意思疎通を図り、又は情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。

(住居に関する合理的配慮等)

第16条 ……略……

2 事業者は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、市及び福祉に関係する事業者と連携し、障害のある人が地域の中で安心して生活を営むことができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(防災に関する合理的配慮等)

第17条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、障害のある人及びその家族に配慮した防災に関する計画を策定するとともに、防災に関する事業を推進するに当たっては、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 ……略……

2及び3 ……略……

4 あっせんの申立ては、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1)～(3) ……略……

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

附 則

1 ……略……

2 市長は、障害のある人に係る法制度の動向を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 事業者は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、市及び福祉に関係する事業者と連携し、障害のある人が地域の中で安心して生活を営むことができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防災に関する合理的配慮等)

第17条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、障害のある人及びその家族に配慮した防災に関する計画を策定するとともに、防災に関する事業を推進するに当たっては、障害のある人が必要とする支援に努めなければならない。

(あっせんの申立て)

第20条 ……略……

2及び3 ……略……

4 あっせんの申立ては、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1)～(3) ……略……

附 則

1 ……略……

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。